令和元年6月市議会定例会 環境経済委員会資料

第70号議案 令和元年度長崎市一般会計補正予算(第2号) 〔文化観光部所管分〕

【目 次】	(予算説明書頁)	(資料頁)
[2款 総務費]		•
2 - 1 - 8 文 化 振 興 費		
1 自主文化事業費		
1 長崎アートプロジェクト事業費 ・・・・・・・・・・・・・	32 ~ 33	1 ~ 3
2 【単独】文化施設整備事業費		
1 長崎ブリックホール ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32 ~ 33 68 ~ 69	4 ~ 9
[7款 商工費]		
7・1・4 観 光 費		
1 指定管理者候補者選定審査会費		
1 出島 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44 ~ 45	10 ~ 11
2 観光振興対策費		
1 観光資源魅力推進費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44 ~ 45	12 ~ 13
2 くんち演し物等現況調査費 ・・・・・・・・・・・・・・・・	44 ~ 45	14 ~ 17
3 国際観光推進費		
1 外国人観光客受入環境整備費 ・・・・・・・・・・・・・・・・	44 ~ 45	18 ~ 20
4 観光施設管理運営費		
1 出島運営費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44 ~ 45	21 ~ 22
2 歴史民俗資料館運営費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44 ~ 45 70 ~ 71	23 ~ 30
[10 款 教育費]		
10・6・3 文 化 財 保 護 費		
1 文化財保護推進費		
1 国指定重要文化財旧長崎英国領事館保存活用計画策定費 •••••	56 ~ 57 70 ~ 71	31 ~ 35
2 伝統芸活動費補助金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56 ~ 57	36 ~ 37

文 化 観 光 部 令 和 元 年 6 月 ·

		予 算 説 明	月春	* * *	補正	
頁	款	項	B	番号	事業名	予算額
3 2	2 総務費	1 総務管理費	8 文化振興費	1-1	長崎アートプロジェクト 事業費	千円 1, 950

市民が芸術文化に触れ親しむことにより、心豊かな暮らしを実現できるよう、美術の分野にお ける自主文化事業を行う。市民が身近な場所で質の高い芸術文化と接する機会を創出し、文化活 動を楽しめる環境を作ることにより、市民の自主的な文化活動が活発に行われるまちづくりを目 指す。

2 事業内容

プロのアーティストが市内に一定期間滞在し、滞在期間中にワークショップや作品制作及び 展覧会等を開催し、市民が身近に美術に触れる機会を創出する。

(1) 内容

事業期間を2年間とし、初年度は次年度の制作、展示に向けた計画、準備を行い、2年 目に制作、展示(ワークショップを含む)を行う。令和元年度は、その初年度となる。

【令和元年度事業内容】

- ア キュレーター選定
- イ 事前協議
- ウ 事業構想企画
- エ アーティスト選定
- オ 展示内容決定 (制作地選定含む)
- カ 制作地住民、関係者等との調整

(2)全体スケジュール

一种度	2月7	内容。
	7月	キュレーターとの調整、事前協議、候補地視察、事業構想企画 (ア
	8月	ーティスト候補選定含む)、事業企画・アーティスト決定
令和元年度	9月	キュレーター・アーティストによる候補地視察、制作場所決定
(2019 年度)	10月	展示内容検討
(2010 平)支)	11月	
	~	キュレーター、アーティストとの打ち合わせ、制作地住民との 調整等準備作業、ワークショップ・キュレータートーク等の実施
	3 月	
令和2年度	4月~	展示内容確定、地元説明会等広報、課題整理、関係各所調整、 制作地住民等調整・周知
(2020 年度)		制作〜展示(ワークショップ等参加型含む)、撤去

(3)事業費内訳

委託料(キュレーター、アーティスト) 1,779千円 その他

171千円

合計 1,950千円

3 財源内訳

- * #		財	源内	冠	
事業費	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
1, 950	_	_		_	1, 950

4 事業実施の必要性とその効果

(1)必要性

市民文化活動振興プランに基づく普及、育成を中心とした自主文化事業の継続的な取り組みは、芸術文化に触れる機会の創出と、市民の自主的な芸術文化活動の活性化を図るために必要である。

(2) 効果

普及、育成を中心とした自主文化事業を展開することで、芸術文化が市民の身近なものとなり、芸術文化あふれる暮らしが生み出され、「豊かな心を育む」まちづくりに繋がることが期待できる。

5 事業の見直し

(1) 経緯·現状

平成 29 年度の事業実施において、作品の制作過程から市民等から開催場所、時期等に関して様々な意見があった。

次のような現状を踏まえ、事業実施方法の見直しを行うこととした。

- ア 制作及び展示を毎年度開催することとしていたため、事業のコンセプト、作品の内容、 開催場所等について市民への説明、調整に充てられる期間が限られることから、市民の 理解を得るための準備期間が不足する場合がある。
- イ 事業の目的、コンセプトに合った作品制作、展示を実現するアーティストや開催場所 の選定等の企画、その後の様々な準備・調整等の事業運営にあたっては、アートの分野 における専門的な知識・理解や展覧会の企画運営能力が必要である。併せて、企画内容 について、市民に分かりやすく伝えるスキルも重要となる。

(2) 見直しの内容

ア 事業期間の見直し

平成 29 年度までは、毎年度事業を実施してきたが、時間をかけてアーティストや開催場所の選定を行うとともに、必要に応じて開催場所等での説明会やワークショップを開催するなど十分な準備期間を設けた上で事業を進めるため、事業期間を2年間とする。

イ キュレーターの配置

アートやアーティスト及びアートプロジェクトに関する専門的な知識やスキルを有するキュレーターを配置する。

※キュレーター:専門的な美術の知識を元に展覧会の企画・運営全般を担当する職業。 アーティストと社会の架け橋的な存在となる。 【参考】キュレーターと市の役割分担について

	役割	業務	具体的な業務内容
		市の状況を踏まえ、プロジェクトの 方向性について、市に助言を行う	事前協議
	ー プロデュース	アーティスト選定、作品やプログラ ムなどについて、市に提案する	事業構想企画、アーティスト 候補選定、制作場所決定、 展示内容決定
キュレーター	ディレクション 企画検討・構築、 監督・演出	アート、アーティストの理解者とし て、市との橋渡しを行う	制作候補地視察、 制作地住民との調整等 ワークショップ、キュレータ ートーク、アーティストトー ク等の企画・実施
,		市民への説明プロセス、内容、手法 について、市に助言する	制作地住民との調整等、 課題整理
		プレスリリース、住民への説明、報告書の作成等、専門的な見地から分かりやすく、伝わる文書を作成し、市に提供する	制作地地元説明会等広報、 作品制作報告書作成
		プロジェクトの意義、コンセプトを 整理し、事業の方針等について決定 する	事業概要説明、事前協議
		事業を実現し、推進する	契約事務、各種申請、 制作地住民との調整
	コーディネート	スケジュールや予算の管理、スタッフの配置、実働等、プロジェクトを 進行する	アートサポーターの募集、 視察・説明会等立ち会い、 経理
市	運営、広報、記録、 経理	行政として蓄積した地域の情報等を キュレーターやアーティストへ提供 し、事業運営を円滑に行う	制作候補地視察立ち会い
		プロジェクトの来場者・参加者、協 力者等を増やすために働きかける	広報、関係者協議
		プロジェクトの経過を記録する	制作、展示立ち会い、 事業報告書作成
		記録を整理・保管して蓄積する	事業報告書作成

		予算 説 明	事業名	補正		
頁	款	項	目	番号	* * 4	予 算 額
3 2	2	1	8	0 1	【単独】文化施設整備	千円
33	総務費	総務管理費	文化振興費	2-1	事業費 長崎ブリックホール	131, 000

平成30年10月6日の台風第25号の接近に伴う強風のため、長崎ブリックホールの外壁タイルの一部が剥落したことから、平成31年1月31日から外壁タイルの全面点検及び不具合箇所の改修工事を行っている。点検の結果、改修を必要とする面積が当初の想定を大幅に上回ること等が判明したため、必要な改修工事費を追加計上するもの。

2 当初の想定及び施工内容

当初は、改修を必要とする面積を約1割と想定し、アンカーピンと樹脂でタイルを接着する「アンカーピンニング工法」または、建物躯体とタイルの間に大きな浮き幅がみられる箇所については、タイルを削り取る「はつり工法」により施工することとしていた。

3 点検結果

建物躯体とタイルの間に大きな浮き幅がみられる箇所や、浮き幅は小さいが浮いている範囲が 広い箇所が多いことが判明し、改修を要する面積は外壁タイル部分の約3割であった。また、こ のような箇所のほとんどが「アンカーピンニング工法」ではメーカー保証が得られないという結 果となった。

4 事業内容

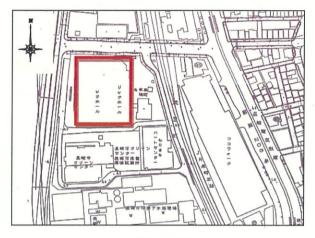
(1) 施工内容

将来的な剥離のリスクをなくし、景観にも配慮するため、基本的には外壁タイルを全面的に削り取り、吹付塗装を行う。ただし、メーカー保証が得られる箇所については当初の予定どおり「アンカーピンニング工法」による改修を行う。

(2) 事業費 外壁タイル改修工事費 【工事請負費 131,000円】

項目	金額(千円)
当初(平成 30 年 11 月補正予算額)	52,000
今回補正予算額	131,000
合計	183,000

(3) 工期 令和元年 11 月~令和 2 年 8 月 (予定) (現工事工期 平成 31 年 1 月 31 日~令和 2 年 2 月 28 日)



【位置図】



【点検後、不具合箇所のみを削り取った屋上部】

4 財源内訳

市 柴 弗		財	源 内	訳	
事業費	国庫支出金	県支出金	地方債※	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
131,000	_	_	124, 400	-	6, 600

※合併特例債 充当率 95%

【繰越明許費】予算説明書 68~69ページ

2款 総務費 1項 総務管理費 8目 文化振興費

± ₩ ₽	A #E		財 源 内 訳			
事業名	. <u>20</u>	金額		是支出金	地方債	一般財源
	補正後	千円	千円	千円	十円	千円
【単独】文化施設	予算現額	444, 300		· —	422, 000	22, 300
整備事業費 長崎ブリックホ	支出予定額	313, 300	_		297, 600	15, 700
ール	繰越明許費	131, 000			124, 400	6, 600

繰越理由

外壁タイルの改修工事が年度内に完了しない見込みであるため。

平成31年度長崎ブリックホール外壁タイル点検結果



ブリックホール外壁タイルに関するこれまでの状況等について

1 平成30年10月の外壁タイルの剥離の状況

(1) 現場の状況

- 剥離した外壁タイル直下の3階陸屋根にはほとんど落ちておらず、ブリックホールに隣接する大ホール及び国際会議場の主催者用駐車場、4階屋根の軒下に落下していた。
- 剥離した箇所を目視したところ、外壁タイルに浮きが確認された。

(2) 剥離原因

剥離したタイルの大多数が直下の3階陸屋根ではなく、隣接する主催者用駐車場に落下したこと、また、剥離箇所周辺のタイルに浮きが見られることから、台風第25号の接近に伴う強風が外壁タイルの浮きが生じていた部分に吹き込み、タイルの剥離につながった可能性が高い。



2 対応状況

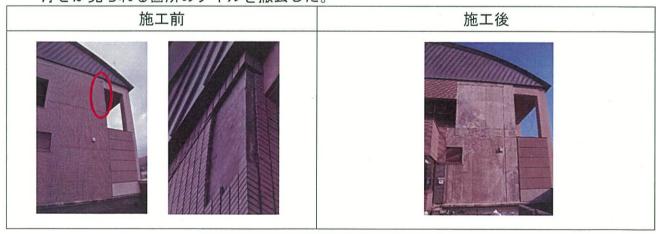
(1) 応急的な対応

完了日: 平成30年10月22日

修繕料:594千円(既定予算により対応)

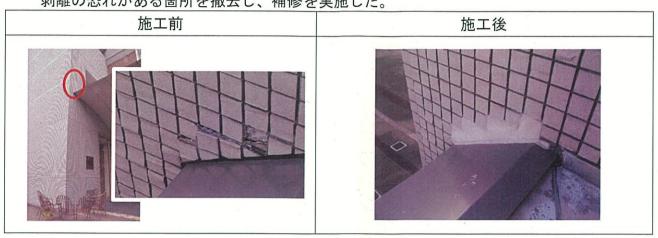
ア 4階付近南側外壁

浮きが見られる箇所のタイルを撤去した。



イ 2階付近東側外壁

剥離の恐れがある箇所を撤去し、補修を実施した。



(2) 外壁タイルの全面点検及び不具合箇所の改修工事 (平成 30 年 11 月補正予算)

工 期: 平成 31 年 1 月 31 日~令和元年 6 月 28 日 工事費: 44,496 千円(補正予算額: 52,000 千円)

ア 当初の想定及び施工内容

当初は、改修を必要とする面積を約1割と想定し、アンカーピンと樹脂でタイルを接着する「アンカーピンニング工法」または、建物躯体とタイルの間に大きな浮き幅がみられる箇所については、タイルを削り取る「はつり工法」により施工することとしていた。

イ 点検結果

建物躯体とタイルの間に大きな浮き幅がみられる箇所や、浮き幅は小さいが浮いている 範囲が広い箇所が多いことが判明し、改修を要する面積は外壁タイル部分の約3割であっ た。また、このような箇所のほとんどが「アンカーピンニング工法」ではメーカー保証が 得られないという結果となった。

3 これまでの点検結果及び対応状況

(1) 自主点検

毎年度1~2回、「市有建築物点検マニュアル」に基づき、目視や指触による自主点検を実施。 点検において大きな不具合は確認されておらず、軽度な不具合については、補修または経過観 察を行っている。

(2) 12 条点検

外壁が点検項目となる「敷地及び構造」については、建築基準法第 12 条第 2 項及び同施行規則第 5 条の 2 の規定により、 3 年以内ごとに実施することとなっており、ブリックホールについても 3 年ごとに外壁の点検を実施。

なお、直近の点検対象年度であった平成27年度は、点検の結果、南側外壁の白華*が要是正となったため、27年度中に補修を実施しており、軽度なものについては経過観察を行っている。

※コンクリートやレンガに起こり得る現象で、内部の水に溶け出した原因物質が、水ととも に表面に移動し、大気中の二酸化炭素と化合して表面に白い粉として現れる現象。

4 平成20年度における南側及び東側外壁タイルの広範囲にわたる盛り上がり

(1) 概要

平成20年7月及び9月に、南側・東側外壁タイルの広範囲にわたる盛り上がりが発見され、「歩行者等に危害を加える恐れがある部分」については、全面的な外壁タイルの打診または赤外線による調査を行い、「セットバック**部分」については、手の届く範囲の打診調査を実施。また、長崎ブリックホール外壁タイル調査チームを庁内に設置し、外壁タイルの浮きや剥離の原因を究明し、施工者・監理者の責任の所在を明らかにするとともに、改修工法の提案及び費用負担の考え方を検討。この結果を踏まえ、工事中の騒音、振動及び工事期間等を総合的に検討したうえで適切な工法を選択し、タイルの盛り上がりが発生している部分等の補修工事を実施。

今回(平成30年10月6日)外壁タイルが剥離・落下した建物南側の箇所については、平成20年当時、タイルの盛り上がりが発生しておらず、歩行者等に危害を加える可能性が低い「セットバック部分」の手の届かない場所であったため、打診または赤外線調査、補修は行っていない。

※上層を下層よりも後退させることによって階段状にした建物の壁面の形状。ブリックホールではセットバック部分の壁面下に陸屋根等の構造物があり、外壁タイルの剥離が発生しても第三者に危害を及ぼす可能性が低い。

(2) 補修工事について

. ア 費用区分の考え方

(ア)費用負担等に係る長崎市の顧問弁護士との相談結果

瑕疵担保責任については、10 年経過しており時効により追及できない。不法行為責任 の追及については可能性があるが、最近の判例では「建物の剥落や崩落が生じる恐れなど、 居住者などの生命、身体、財産に現実的な危険性を生じさせるもの」が損害賠償の対象と されている。ブリックホールの場合、施工不良に起因していると考えられる広範囲の浮き についてのみを施工者・監理者負担とすることでやむを得ない。

(イ) 施工者・監理者からの改修申し出

外壁調査の結果から、施工業者が施工不備の責任を認めた上で、自主的な改修の申し出があった。改修内容としては、目地の施工不良による影響が大きいと考えられる外壁周縁部及びセットバック部分における、①タイルの盛り上がりが発生している部分の補修、②タイル落下により第三者に危害を及ぼす可能性が大きい、北面を除く外壁周縁部で、大面積の浮きが発生している部分の補修、③目地補修。

(ウ) 長崎市と施工者・監理者との施工区分

法律相談等を踏まえ、次の表のとおり長崎市と施工者・監理者の負担割合を決定。

点検	工事箇所		工事内容	費用負担	実施状況
		① タイルの盛り上がりが 発生している部分	タイルを張り替える。		
打診また	外	② 大面積に及ぶ浮きが発 生している部分	アンカーピンニングエポ キシ樹脂注入工法で施工 する。	施工者 • 監理者負担	平成 21 年度 実施済
打診または赤外線調査	外壁周縁部	③ 目地の施工不良部分	既存目地撤去後、構造体ま で到達するよう目地を改 修する。		
		部分的にみられる小面 積の浮き部分	アンカーピンニングエポ キシ樹脂注入工法で施工 する。	長崎市負担	平成 21 年度 実施済
		浮きが見られない部分	状況を観察する。	<u> </u>	_
手の届く範囲	セットバック部分	① タイルの盛り上がりが 発生している部分	タイルを張り替える。	施工者 • 監理者負担	平成 21 年度 実施済
		その他の部分	現時点では剥落の可能性 は低いが、万一、剥落して も第三者被害の可能性も 低く、浮きに伴う漏水等の 可能性も低いため、状況を 観察しながら改修を検討 する。	長崎市負担	経過観察しなが ら、必要に応じ 小規模な補修を 実施

【国土交通省告示第282号 別表(ろ)調査方法 抜粋】(平成20年4月1日施行)

竣工後、外壁改修後若しくは落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的なテストハンマーによる打診等を実施した後 10 年を超え、かつ3 年以内に落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的なテストハンマーによる打診等を実施していない場合にあっては、落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分を全面的にテストハンマーによる打診等により確認する (3 年以内に外壁改修等が行われることが確実である場合又は別途歩行者等の安全を確保するための対策を講じている場合を除く)。

9

	予	算説明	*		事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号	7 * 1	了 另 報
44~45	7	1	4	1-1	指定管理者候補者選定審査	千円
TT - 10	商工費	商工費	観光費	' '	会費 出島	163

1 概要等

(1) 経過

平成 28 年度の出島第Ⅲ期復元建造物の完成、平成 29 年度の出島表門橋の架橋により復元整備事業に一定の区切りを迎え、安定的な施設運営が見込める状況となったことから、指定管理者制度を導入することにより事務の効率化を目指すとともに、さらなる集客力の向上を図っていく。

なお、国史跡に指定されている「出島」の価値を高める業務である、出島の完全 復元に向けた事業や国指定範囲の拡大、出島出土品等の調査研究、所蔵品の展示等 の学芸員業務については、引き続き直営で行う。

(2) 概要

令和2年4月から指定管理者制度の導入を予定しており、指定管理者を公募により選定するため、指定管理者候補者選定審査会を設置するもの。

2 事業内容

- (1) 指定管理者候補者選定審査会の所掌事務
 - ア 募集要項における評価項目の策定
 - イ 候補者の審査及び選定

(2)組織

ア 人数:5人

イ 構成:外部委員(学識経験者及び企業の財政状況を判断できる専門家を含む)

ウ 開催回数:4回

3 事業費内訳

(1)報償費(審査会に係る委員報酬)

161 千円

(2) 需用費(審査会に係る茶菓費)

2千円

4 財源内訳

_	5 .	-1112-	· #		財	源	内	訳	
	事	業	費	国庫支出金	県支出金	地方	債	その他	一般財源
			千円	千円	千円		千円	千円	千円
		•	163	_	<u> </u>		_	_	163

スケジュール (案)

年 月	市議会	/ 内容
令和元年 6月	6月議会	条例改正
		・条例改正議案審査
		・補正予算(指定管理者候補者選定審査会費)議案審査
8月~		評価項目策定(指定管理者候補者選定審査会)
		指定管理者公募
·		• 公募締切
10 月		審査(指定管理者候補者選定審査会)
		・審査及び候補者団体の決定
11 月	11 月議会	指定管理者の指定
		• 指定議案審査
		債務負担行為の設定
		・債務負担行為予算議案審査
		, i
		- 基本協定書及び年度協定書の締結
令和2年4月1日		指定管理者制度導入
]	-	

	3	多 算 説 明	書		事	業	名	補	正額
頁	款	項	E	番号	尹	未	121	竹田	正領
44~45	7 商工費	1 商工費	4 観光費	2-1	観光資	源魅力	」推進費	4,	千円 287

風頭公園は多くの観光客等が訪れる場所であるが、龍馬像のあるスポット近くの樹木が繁茂 しており眺望が遮られている状況である。

龍馬像のあるスポットについては、龍馬が風頭から長崎港を眺め、世界に思いを馳せていたことを想像しながら、同様に長崎港を見渡したいとの思いで多くの観光客が風頭公園を訪問しているなか、公園からの眺望が遮られている状況は、おもてなしの観点、観光客の満足度向上の観点からもよい状況とは言えないことから樹木の強剪定を行うもの。

なお、当該樹木は民有地にあり、その所有者からは樹木剪定の承認が得られている。

2 事業内容

(1) 工事内容

ア 常緑樹の強剪定(11本)

イ 樹木強剪定及び木くずの処分

- (2)金額 4,287千円
- (3) エ 期 契約後約2か月

3 財源内訳

			財	源内	訳	
区分	事業費	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
当初	千円 1,844	千円 一	千円 2 4 1	千円 一	千円	千円 · 1,603
補正	4, 287	-	_	_	1	4, 287
補正後	6, 131	_	I		1	6, 131

4 事業実施の必要性とその効果

(1) 必要性

樹木の強剪定を行い、長崎港を見渡せるようにし、観光客の満足度向上を図る必要がある。

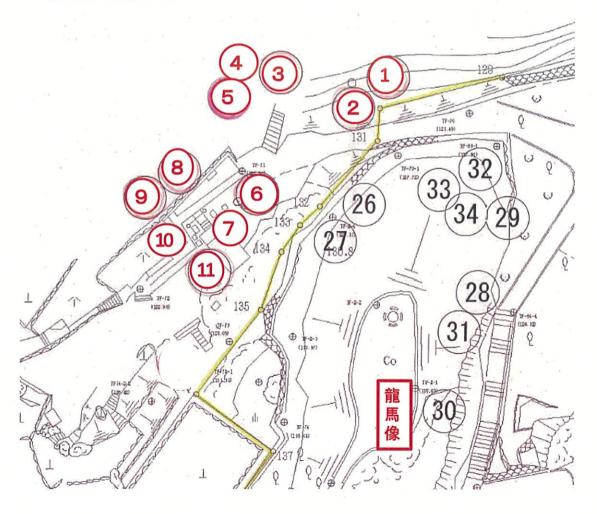
(2) 効果

風頭公園からの眺望を遮る樹木の強剪定を行うことで、風頭公園から長崎港を見渡すことが可能となり、観光客の満足度向上及び観光振興が期待できる。

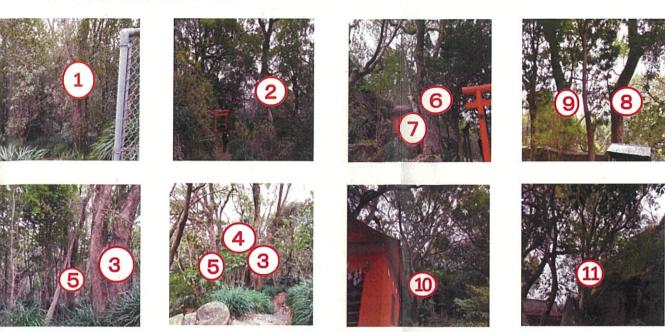
5 位置図



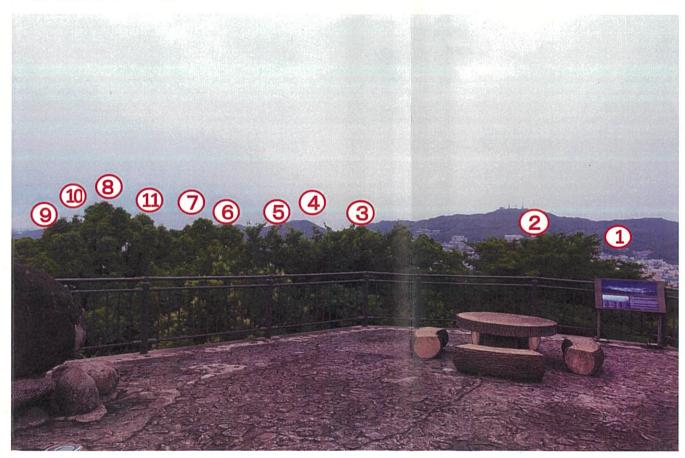
6 龍馬像付近拡大図



7 風頭公園周辺強剪定樹木写真



8 龍馬像付近からの眺望



	7	予算説明	書		事業名	予 算 額
真	款	項	目	番号	学 未 1	17 异 概
44 45	7	1	4		くんち演し物等	千円
44~45	商工費	商工費	観光費	2-2	現況調査費	1, 531

各踊町が保有している山車等の保管状況の把握及び整理を行うことで、今後のくんち関係資料 の展示や保管の見直しを行う際に必要な基礎データのとりまとめを行う。

2 事業内容

- (1) くんち関係資料データ調査業務委託料 1,479 千円
- (2)長崎伝統芸能振興会及び踊町との協議(2回) 52千円

事 項	予算額 (千円)
(1)需用費	
長崎伝統芸能振興会及び踊町との協議にかかる茶菓の提供	8
(500円×8×2回=8,000円)	
(2) 役務費	
踊町 59 町に対する資料発送	10
(82 円×59 町×2 回=9, 676 円)	
(3)会場借上料	-
長崎伝統芸能振興会及び踊町との協議に係る会場借上げ	34
(3 時間 16,963 円×2 回=33,926 円)	
(4)委託料	
くんち関係資料データ調査業務委託	
全踊町保管物データ整理(長崎伝統芸能館及び、踊町に保管	1, 479
している山車等の現場確認を行いデータの整理を行う。)	
委託期間:約1か月	
· 合計	1, 531

3 財源内訳

* ** **	財源内訳							
事業費	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源			
千円	千円	千円	千円	千円	千円			
1, 531	_	_	– i	-	1, 531			

4 事業実施の必要性とその効果

(1)必要性

長崎くんちの山車や傘鉾等演し物の一部はグラバー園内長崎伝統芸能館に保管・展示されているが、保管・展示スペースとしては狭小であるほか、くんちの関係者からは本来展示については、くんちと関係のないグラバー園ではなく、「まちなか」にあるべきとの意見を踏まえ、今後、場所が確保できる機会がある時にすぐ動けるように準備を整える必要がある。

(2) 効果

当該事業を行うことにより、基礎資料を作成することで、今後、場所が確保できる機会がある場合に、直ぐ検討することが可能となる。

5 伝統芸能館におけるくんち山車等の展示・保管状況

		伝統芸能		展示スペース			地	下倉庫
NO	踊町名	館使用	使用	傘鉾	演し	使用	傘鉾	演し
1	油屋町	0				0	0	川船
2	伊勢町	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						
3	今籠町	0	0	0	*			
4	今博多町	0		16		0	0	
5	魚の町	0				0	0	川船
6	馬町	0				0	0	,
7	上町	0				0	0	
8	榎津町	0				0	0	川船
9	江戸町	0				0	0	オランダ船
10	恵美須町				N 14	1		
11	大井手町							
12	小川町	0				0	0	
13	桶屋町	0	7	ii.		0	0	r i
14	籠町							
15	鍛冶屋町	0				0	0	宝船
16	勝山町	,						
17	金屋町	0	-			0	0	
18	樺島町	0				0	0	コッコデショ
19	銀屋町	0	0	0		0		鯱太鼓山
20	麹屋町	0	i i			0	0	
21	興善町	0				0	0	9
22	五嶋町	0			1	0	0	
23	紺屋町	0			Nº .	0	0	,
24	栄町	0				0	0	
25	桜町		(9):					
26	新大工町	0				0	0	曳き壇尻
27	新橋町	0				0	0	
28	諏訪町	0	0	2. 17	白龍、青龍、小龍	0	0	
29	大黒町	0	0	0		0		唐人船
30	玉園町	0				0	0	

		伝統芸能		展示スペース			地	下倉庫
NO	踊町名	館使用	使用	傘鉾	演し	使用	傘鉾	演し
31	筑後町	0				0	0	青龍
32	築町	0	0	0	御座船			
33	出来大工町	0			-	0	0	
34	出島町	0	0		阿蘭陀船	0	0	
35	銅座町	0	0	0	南蛮船			
36	磨屋町							·
37	中町				•			
38	賑町	0				0		恵美須船
39	西濵町	0				0	0	龍船
40	西古川町	0				O,	0	
41	東濵町	0	0		竜宮船	0	0	
42	東古川町	0				0		川船
43	広馬場町						•	
44	船大工町	0	0		川船	0	0	
45	古町				-		_	_
46	本紙屋町		_	_		_	_	
47	丸山町	0				0	0	
48	万才町	0				0	0	
49	湊町							
50	本石灰町	0				0	0	御朱印船
51	元船町	0	0		唐人船	0	0	
52	本古川町							
53	八百屋町							
54	八坂町	0	0		川船			
55	八千代町							
56	八幡町	0	0		弓矢八幡祝船			
57	寄合町	0				0	0	
58	万屋町	0	0		子鯨、小舟	0	0	親鯨
59	炉粕町							
. 1	合 計	43	13	5	10	38	34	15

-	予	算 説 明	#		事業名	予 算 額
頁	款	項	目	番号	争未石	予算額
44~45	7 商工費	1 商工費	4 観光費	3–1	外国人観光客受入環境 整備費	千円 4,135

外国人観光客が快適に滞在・周遊を楽しむために必要となる情報を収集する際の利便性向上を 目的として、公衆無線 LAN 環境の整備等を行う。

2 事業内容

(1) 公衆無線LAN環境の整備・改善

4, 135千円

ア 公衆無線 LAN 回線の追加・維持・管理

1,350千円

「長崎稲佐山スロープカー」中腹駅及び山頂駅の開設に伴い、Nagasaki City Wi-Fi のア クセスポイント(2か所)を同駅舎に設置し、運営するもの。

- ・供用開始予定 令和2年2月~
- アクセスポイント設置

1,316千円

アクセスポイント維持・管理

3 4 千円

・アクセスポイントの設置予定箇所 (中腹駅)





設置予定箇所

●スケジュール (予定)

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
契約事務手続き									
設置に向けた調整 (機材の調達等)									
アクセスポイントの設置							->		
供用開始									

イ 公衆無線 LAN 環境の改善

2, 785千円

長崎市が運営する Nagasaki City Wi-Fi と民間事業者が運営する無線 LAN をアプリで連携させ、無線 LAN の利用開始手続きを一元化するもの。

• 供用開始予定

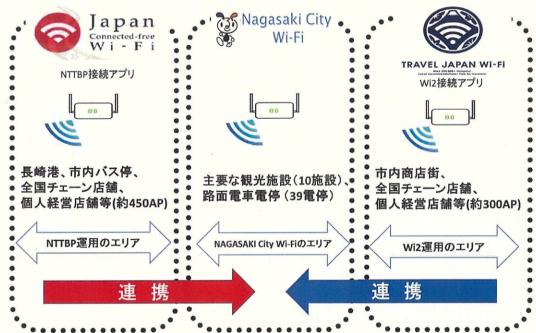
令和元年9月~

アプリ連携費

2,376千円

アプリ維持・管理

409千円



※AP: アクセスポイント

●アプリとの連携による効果

民間事業者が運営するアプリをダウンロードし、一度認証することで、再度認証手続きを行わずに Nagasaki City Wi-Fi にも接続が可能となり、ストレスフリーの環境整備が図られる。

3 財源内訳

声 ** #		財	源 内	訳	
事業費	国庫支出金※	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
4, 135	1, 392	_	_	_	2, 743

※地方創生推進交付金

4 事業実施の必要性とその効果

(1) 必要性

外国人観光客の滞在・周遊を促進するため、通信手段で最も利用者が多い公衆無線 LAN 環境の整備を図る必要がある。

(2) 効果

- ア 受入環境の改善による外国人観光客の滞在満足度の向上
- イ 外国人観光客の滞在・周遊促進に伴う観光施設、商店街等における消費の拡大

	予	算 説 明	明 書		事業名	予算額
ページ	款	項	B	番号	罗 未 位	了异 做
44~45	7 商工費	1 商工費	4 観光費	4-1	出島運営費	千円 420

オランダのライデン国立民族学博物館が、平成30年7月に発見、新収蔵品とした江戸時代後期の画家・川原慶賀が描いたとされる1836年頃の屏風作品「長崎湾の出島の風景」について、出島などでの展示を目的としてレプリカ制作を検討するための現地調査を行う。

2 事業内容

(1) 屏風などの現地調査に係る旅費

420 千円

- ア 派遣人員 1名(学芸員)
- イ 派遣時期 令和元年10月(調整中)
- ウ 調査場所 国立ライデン民族学博物館(ライデン市・オランダ)

工 予定行程

1, YE 11 JE			
日程	内容	場所	
1日目	長崎発	東京泊	
0	移動(東京~オランダ)		
2 日目	調査に係る打合せ		
3日目			
4日目	「屏風調査 	国立ライデン民族学博物館	
5日目			
6日目	屏風に関する資料調査及び協議		
7日目	移動(オランダ〜長崎)	機内泊	
8日目	長崎着		

才 調査内容

(ア) 屏風に係る現地調査・協議内容

項目	調査結果の活用方法
屏風の来歴調査・確認	屏風発見の経緯の確認、オランダの関連文書の調査など、資料
	の来歴を調査・確認する。
屏風の寸法等の調査	屏風の色、素材、寸法、仕様、絵画手法、額装等を調査する。
屏風の遺存状態の調査	修復作業前の状態を調査するとともに、修復履歴の確認を行
	う。
絵の内容の調査	描かれている年代の出島やその周辺の様子を確認・調査する。
レプリカ制作についての	レプリカ制作時の作業場所等の確認及びレプリカ制作に係る
事前協議	許諾条件の事前協議を行う。

3 財源内訳

± * #	*	財	源内	訳	
事業費	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 2 0	-	_	-	_	420

4 事業実施の必要性とその効果

(1) 必要性

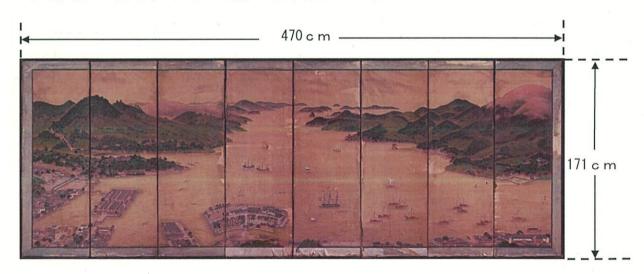
屏風のレプリカ制作の検討を行うにあたり、素材や色彩に加え、描かれている時代背景などの歴史的な価値も含め詳細な部分の考証を行っていくための基礎的な調査として、実見することが必要である。

(2) 効果

長崎市の学芸員が直接現地調査することにより、レプリカ制作を検討する上での判断材料の収集が可能となる。

また、屏風の詳細な部分に注目した当時の長崎の町の歴史を伝える展示をすることが可能となる。

「参考」屏風「長崎湾の出島の風景」 絹本着色八曲一隻について



- (1) この屏風は、1836年頃の出島を中心に、往時の長崎湾の風景が描かれたものである。
- (2) 川原慶賀の手による屏風はこれまでに存在が知られておらず、初めての資料である。
- (3) 長崎の港の様子が細部まで生き生きと描かれており、製作年代が明らかであることなど から、日蘭の歴史を物語る傑作と位置付けられる。

	予	算 説 明	書		事業名	補正額			
頁	款	項	目	番号	7 % 1	112 — 224			
44~45	7	1	4	4-2	歴史民俗資料館運営費	千円			
44~40	⁴⁵ 商工費 商	商工費	観光費	4-2	企工人们具种助是否其	1, 965			

長崎市歴史民俗資料館の施設及び設備の維持管理において、令和元年9月1日から令和6年 8月31日まで(5年間)指定管理者を指定するにあたり、初年度分の経費について増額補正 を行うもの。

なお、指定管理は、隣接する長崎原爆資料館と同一建屋内の長崎市平和会館を併せた3施設 を一体的に運営することで経営の効率化が図られることから、3施設をグループ化して行う。

2 事業内容

長崎市歴史民俗資料館の施設及び設備の維持管理に関する業務を指定管理業務とし、指定管理者に 委託して実施する。

なお、資料の収集、保存・展示、調査・研究などの業務については、引き続き直営で行う。

3 事業費内訳

指定管理委託料 1,965千円

(単位:千円)

項目	令和元年度	令和2年度~6年度	合 計
需用費 (光熱水費等)	1, 934	11, 375	13, 309
委託料 (自動ドア保守点検等)	3 1	847	878
合 計	1, 965	※¹ 12, 222	14, 187 (※² 16, 954)

^{※1} R2年度からR6年度の委託料については債務負担行為を設定する

4 財源内訳

			財	源 内	訳	
区分	事業費	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
当初	千円 9,010	千円 一	千円一	千円	千円 2 0	千円 8,990
補正	1, 965	-	. <u> </u>	<u> </u>	_	1, 965
補正後	10, 975	_	_	<u> </u>	2 0	10, 955

^{※2()}内は公募における上限額

	債務負担行為補正	期間	限度額
予算説明書頁	事 項	747 IBJ	(設定額)
70 ~ 71	歷史民俗資料館指定管理	令和2年度	千円
		~令和6年度	12, 222

1 債務負担行為の目的

長崎市歴史民俗資料館の指定管理委託料について、指定期間である令和2年度から令和6 年度(8月31日まで)に係る経費について、債務負担行為の設定を行うもの。

2 債務負担行為限度額の内訳

指定管理委託料 12,222千円

(単位:千円)

 						· · · · · ·
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	限度額 (設定額)
各年度内訳	2, 429	2, 230	2, 975	2, 892	1, 696	12, 222
需用費	2, 332	2, 133	2, 495	2, 769	· 1,646	11, 375
委託料	97	97	480	123	50	847

3 財源内訳

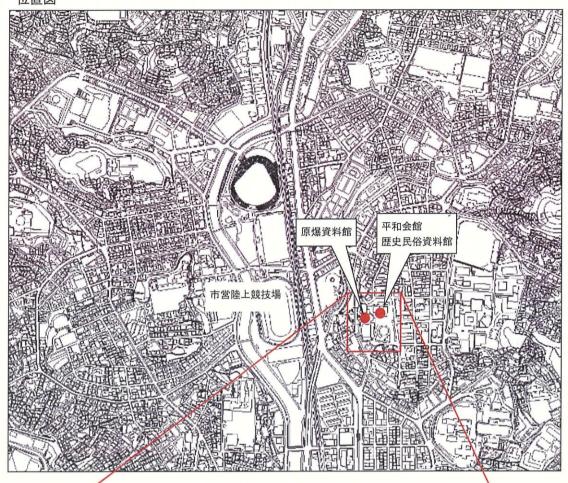
* * *		財	源 内	ז	
事業費	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
12, 222	_	_	_	_	12, 222

4 業務内容

長崎市歴史民俗資料館の施設及び設備の維持管理に関する業務

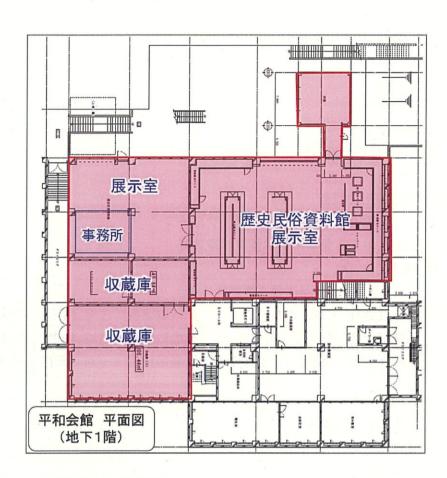
【参考Ⅰ】施設の概要

1 位置図





2 平面図



- 3 名 称 長崎市歴史民俗資料館
- 4 所 在 地 長崎市平野町7番8号 長崎市平和会館地下1階
- 5 構 造 鉄骨・鉄筋コンクリート造
- 6 設置年月日 昭和53年6月15日(平成18年4月1日 現在地へ移転)
- 7 設置目的

本市の歴史資料及び民俗資料を収集保存し、その活用を図り、あわせてこれらに関連する調査研究を行い、もつて市民の文化の向上に資するため、歴史民俗資料館を設ける。(長崎市歴史民俗資料館条例第1条)

- 8 施 設 内 容 展示室、収蔵庫、事務所
- 9 開館時間 午前9時~午後5時
- 10 休館 日 毎週月曜日及び12月29日から翌年1月3日まで

11 利用者の推移

(単位:人)

平成 25 年度	平成 26 年度**	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成30年度
16, 685	14, 576	21, 432	17, 217	21, 549	21, 744

※平成26年度は耐震補強工事のため、11月から3月まで(5か月間)休館

【参考Ⅱ】公の施設の指定管理者の指定について

- 1 公の施設の名称
 - (1) 長崎原爆資料館
 - (2) 長崎市平和会館
 - (3) 長崎市歴史民俗資料館
- 2 指定管理者候補者の概要

(1)名 称 長崎平和施設管理グループ

(2)所 在 地 長崎市御船蔵町6番3号

(3) 構成団体

	団体名・代表者氏	設立年月日		
代表者	株式会社 司コーポレーション	代表取締役	庄司 鉄平	平成3年4月1日
構成員	株式会社 城保安警備	代表取締役	築城 鉄也	平成6年10月3日
	株式会社 長崎ガードシステム	代表取締役	一瀬 昭寛	平成7年3月16日

(4) 主な事業内容

- ア ビル総合管理業務
- イ 警備業務
- ウ 介護業務
- 工 人材派遣業務
- 才 看護業務
- 力 交通誘導業務
- キ 駐車場料金回収・管理業務
- ク 清掃管理業務
- ケ 消防設備点検・改修等業務
- コ 不動産取引業務
- 3 指定の期間

令和元年9月1日から令和6年8月31日まで

- 4 指定管理者の選定方法及び選定理由
 - (1) 選定の方法 公募(長崎原爆資料館及び長崎市平和会館は利用料金制導入)
 - (2) 選定の経過
 - ア 応募団体数 3 者

イ 候補者提案額

(単位:千円)

34, 225 69, 320 71, 403 70, 572 59, 243 16, 134 320, 897	令和元年度 (9月~3月)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (4月~8月)	合計
	34, 225	69, 320	71, 403	70, 572	59, 243	16, 134	320, 897 (※377, 788)

※()内は公募における上限額

〈提案額の内訳〉

(単位:千円)

項	年度	令 和 元年度	令 和 2年度	令 和 3年度	令 和 4年度	令 和 5年度	令 和 6年度	合計
収	利用料金収入等	58, 512	122, 828	130, 000	134, 483	143, 448	61, 681	650, 952
入	計(A)	58, 512	122, 828	130, 000	134, 483	143, 448	61, 681	650, 952
	人件費	29, 631	50, 599	50, 599	50, 599	50, 599	21, 083	253, 110
	需用費	24, 900	43, 938	50, 081	53, 665	50, 709	16, 690	239, 983
	修繕費	3, 178	5, 460	5, 460	5, 460	5, 460	2, 275	27, 293
経	役務費	1, 926	3, 283	4, 176	4, 229	4, 624	1, 532	19, 770
費	委託料	25, 622	75, 364	76, 932	76, 538	75, 921	29, 453	359, 830
	使用料・賃借料	866	1, 887	1, 887	1, 887	1, 887	774	9, 188
	その他	6, 614	11, 617	12, 268	12, 677	13, 491	6, 008	62, 675
	計 (B)	92, 737	192, 148	201, 403	205, 055	202, 691	77, 815	971, 849
指5	它管理委託料(B-A)	34, 225	69, 320	71, 403	70, 572	59, 243	16, 134	320, 897

〈施設ごとの内訳〉

①長崎原爆資料館

(単位:千円)

	~ <u></u>		1		· · · ·		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
項	年度	令 和 元年度	令 和 2年度	令 和 3年度	令 和 4年度	令 和 5年度	令 和 6年度	合計
収	利用料金収入等	56, 433	118, 512	125, 432	129, 758	138, 408	59, 514	628, 057
入	計 (A)	56, 433	118, 512	125, 432	129, 758	138, 408	59, 514	628, 057
	人件費	29, 631	50, 599	50, 599	50, 599	50, 599	21, 083	253, 110
	需用費	19, 886	36, 432	38, 862	40, 745	38, 707	12, 760	187, 392
	修繕費	2, 095	3, 600	3, 600	3, 600	3, 600	1, 500	17, 995
経	役務費	1, 926	3, 283	3, 361	4, 229	3, 624	1, 532	17, 955
費	委託料	15, 923	50, 174	50, 982	50, 447	49, 674	19, 131	236, 331
	使用料・賃借料	866	1, 887	1, 887	1, 887	1, 887	774	9, 188
	その他	6, 498	9, 169	11, 853	12, 247	13, 033	5, 811	58, 611
	計 (B)	76, 825	155, 144	161, 144	163, 754	161, 124	62, 591	780, 582
指5	官管理委託料(B-A)	20, 392	36, 632	35, 712	33, 996	22, 716	3, 077	152, 525

②長崎市平和会館

(単位:千円)

項	年度	令 和. 元年度	令 和 2年度	令 和 3 年度	令 和 4年度	令 和 5年度	令 和 6年度	合計
収	利用料金収入等	2, 079	4, 316	4, 568	4, 725	5, 040	2, 167	22, 895
入	計 (A)	2, 079	4, 316	4, 568	4, 725	5, 040	2, 167	22, 895
	需用費	3, 080	5, 174	9, 086	10, 425	9, 233	2, 284	39, 282
	修繕費	1, 083	1, 860	1, 860	1, 860	1, 860	775	9, 298
経	役務費	0	0	815	0	1, 000	0	1, 815
費	委託料	9, 668	25, 093	25, 853	25, 611	26, 124	10, 272	122, 621
	その他	116	2, 448	415	430	458	197	4, 064
	計 (B)	13, 947	34, 575	38, 029	38, 326	38, 675	13, 528	177, 080
指5	E管理委託料(B-A)	11, 868	30, 259	33, 461	33, 601	33, 635	11, 361	154, 185

③長崎市歴史民俗資料館

(単位:千円)

項	年度	令 和 元年度	令 和 2年度	令 和 3年度	令 和 4年度	令 和 5年度	令 和 6年度	合計
経	需用費	1, 934	2, 332	2, 133	2, 495	2, 769	1, 646	13, 309
費	委託料	31	97	97	480	123	50	878
指示	E管理委託料	1, 965	2, 429	2, 230	2, 975	2, 892	1, 696	14, 187

ウ 指定管理者候補者選定審査会による審査

(ア) 審査会の人数 5人

会長 朝長 万左男 日本赤十字社長崎原爆病院名誉院長

委員 草野 十四朗 活水高等学校

委員 岩本 拓 九州北部税理士会長崎支部

委員 田中 重光 (一財)長崎原爆被災者協議会

委員 村崎 春樹 (一社)長崎国際観光コンベンション協会

(イ) 審査経過

回 数	開催日	内容
第1回	平成31年1月31日	・会長及び職務代理者の選出 ・指定管理者制度及び指定管理者候補者選定審査会の 概要説明、募集要項等の説明を行い、審査における
		評価項目及び配点等について協議、決定 ・現地視察
第2回	令和元年 5 月 13 日	・審査方法等確認、面接審査、指定管理者候補者団体 の選定 ※素類需素は第2回選定審査会前の資料事前配付に
		※書類審査は第2回選定審査会前の資料事前配付に よる

(ウ) 審査報告書の概要

応募者から提出された申請書類に不備がないか、募集要項に記載された応募資格等の要件を満たしているかを確認し、事業計画書等の内容について、面接により審査を行った。 審査の結果、指定管理者として適当と思われる団体を選定し、順位付けを行った。 なお、審査にあたっては、公平性及び公正性を確保するため、団体名を伏せて実施した。

(工) 選定理由

基本理念を尊重しつつ、インバウンド向けの集客施策や観光団体と連携した誘致活動等の構想を取り入れ、非常に創意工夫のある提案が見られる。図書室の運営に対する展望はやや弱い。しかし、修学旅行誘致等の集客事業に精通しており、資料館の教育普及活動についてもアイデアを提案している。また、グループでの企業努力により、多岐にわたる分野の業務を直営化することにより指定管理委託料低減の最大化を図っており、経費面において高く評価できる。また、これまで行ってきた観光施設の指定管理者経験や関係機関とのコネクション・ノウハウを活かしたインバウンド等の誘致強化や自主事業による利益還元に基づく来館者への多様なサービス等、幅広く精力的な提案が高く評価できたことなどから総合的に判断し、応募者を指定管理者候補者に選定した。

		予 算 説	明書		±	*	名	予		額
頁	款	項	Ш	番号	7	> ₹	111	1	ज	1154
56~57	10 教育費	6 4 <u>4</u> 本本本	3 文化財保護費	1-1	国指定重要崎英国領事					千円
	教育賞	在宏教育賞	义化别保護黄		計画策定費			ϵ	3 ,	000

本館、附属屋など建物等全体にわたる本格的な保存修理及び耐震補強を行う国指定重要文化 財旧長崎英国領事館に関し、その適切な保存・活用を図るために必要な事項を明らかにし、後 の保存活用等に係る整備を円滑に進めるため、国や有識者等の意見を踏まえた保存活用計画を 策定する。

2 事業内容

旧長崎英国領事館の公開活用に資する設備の整備及び建物等の活用に向けた保存活用計画策定を行う。

- (1) 実施内容(令和元年度)
 - ① 保存活用計画策定業務委託 4,886 千円 <保存活用計画の主な構成(文化庁指針)>
 - ア 計画の概要 文化財保護の経緯、保護の現状と課題等
 - イ 保存管理計画 保護の方針、管理・修理計画等
 - ウ 環境保全計画 計画区域や区域内建造物の区分、区分ごとの保全・保護の方針等
 - エ 防災計画 防火・防犯、耐震、台風、その他災害への対策
 - オ 活用計画 公開・活用の基本方針、公開計画、活用計画等
 - カ 保護に係る諸手続
 - ② 事務費

1,114 千円

委員等報酬、招聘旅費ほか

委員会:委員7名、2回開催(予定)

※長崎市伝統的建造物群保存地区保存審議会の小委員会として設置予定

(2) 事業期間 令和元年度~令和2年度

(3) 全体事業費 19,500 千円 (委託料 16,266 千円、その他事務費 3,234 千円)

令和元年度	•	令和2年	
保存活用計画策定業務委託	4,886 千円	保存活用計画策定業務委訂	<u> </u>
事務費	1,114 千円	事務費	2, 120 千円
委員会2回		委員会4回	
音 十	6,000 千円	計	13, 500 千円

※債務負担行為の設定

3 財源内訳(令和元年度)

		財	源 内	元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元	
事業費	国庫支出金 ※1	県支出金 ※2	地方債	その他	一般財源
6, 000	2, 491	997	_		2, 512

^{※1} 国宝重要文化財等保存整備費補助金(公開活用) 補助率 1/2

4 債務負担行為(予算説明書P70~71)

						財	源	内	訳			
期	間	限	度 額		支出金 ※1	県支出金 ※2	坦	方 債	そ	の他	一般	財源
eπ	2 年度		千円		千円	千円		千円		千円		千円
עזי נד	4 十汉	11,	380	5,	690	2, 276		_		_	3,4	114

^{※1} 国宝重要文化財等保存整備費補助金(公開活用) 補助率 1/2

5 事業実施の必要性と効果

重要文化財(建造物)の適切な保護(保存・活用)を図るため、保護の現状と直面する課題を整理し、有識者等の意見を踏まえた保存活用計画を策定する必要がある。

当該計画の策定により、保存・活用に関する基本的な考え方や内容が明確化され、国・県の 支援を受けながら重要文化財を適切に維持管理し、国民の財産として後世に継承することがで きる。

^{※2} 指定文化財保存整備事業補助金 補助率 1/5

^{※2} 指定文化財保存整備事業補助金 補助率 1/5

6 旧長崎英国領事館保存整備事業スケジュール

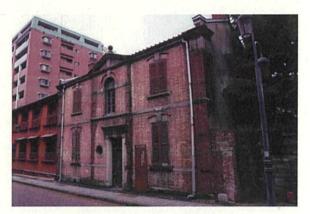
H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R 2 年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
			10 300000	- 10 - 000,000			20 2000200	100 Sec. (100)			計
(2010)	(2010)		(2010)	(2010)		(2021)	(2022)	(2020)	(2024)		н
4 7 10 1 千円	4 7 10 1 千円	4 7 10 1 千円	4 7 10 1 千円					4 7 10 1 千円		4 7 10 1 千円	千日
150,000	500,000	400,000	450,000	400,000	400,000	400,000	300,000	300,000	300,000	311,000	3,911,000
約1,	175百万円(工 175百万円(工 175百万円(工 175百万円(工 175百万円(工 1750円(工 1750円(工 1750円(工 1750円(工 1750円(工 1750円(工 1750円(工 1750円(工 1750円(工 1750円(T 1750H(T	朝:H27.9 24~H3 朝工事)	0.12 28) 1期工事 約7百万	2							(1,500,000)
				予算額:約1,9	40百万円(予算	修理工事) ≹工期:H31.3~F	7.6.,30)				(2,411,000
						間: H31.3~R7.9	30)				
				(保存活用計	画策定)						(19,500)
						(展示・防災設言)	(展示•防災整備			_
	150,000	(2015) (2016) 4 7 10 1 4 7 10 1 千円 150,000 500,000 1期工事①(建物の解: 約1, 175百万円(工) 設計監理業務等(1:	(2015) (2016) (2017) 4 7 10 1 4 7 10 1 4 7 10 1 千円 千円 150,000 500,000 400,000 1期工事①(建物の解体・格納、土留、3 約1,175百万円(工期:H27.9)24~H3	(2015) (2016) (2017) (2018) 4 7 10 1 4 7 10 1 4 7 10 1 4 7 10 1 7 7 10 1 7 7 7 10 1 7 7 7 7 7 7	(2015) (2016) (2017) (2018) (2019) 4 7 10 1 4 7 10 1 4 7 10 1 4 7 10 1 4 7 10 1 1 4 7 10 1 1	(2015) (2016) (2017) (2018) (2019) (2020) 4 7 10 1 4 7 10 1 4 7 10 1 4 7 10 1 4 7 10 1 4 7 10 1 4 7 10 1 5 FP <	(2015) (2016) (2017) (2018) (2019) (2020) (2021)	(2015) (2016) (2017) (2018) (2019) (2020) (2021) (2022) 4 7 10 1 1 4 7 10 1 1 4 7 10 1 1 4 7 10 1 1 4 7 10 1 1 4 7 10 1 1 4 7 10 1 1 4 7 10 1 1 4 7 10 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(2015) (2016) (2017) (2018) (2019) (2020) (2021) (2022) (2023) 4 7 10 1 1 4 7 10 1 1 1 4 7 10 1 1 1 4 7 10 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(2015) (2016) (2017) (2018) (2019) (2020) (2021) (2022) (2023) (2024) 4 7 10 1 1 4 7 10 1 1 1 4 7 10 1 1 4 7 10 1 1 1 4 7 10 1 1 1 4 7 10 1 1 1 4 7 10 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(2015) (2016) (2017) (2018) (2019) (2020) (2021) (2022) (2023) (2024) (2025) 4 7 10 1 4 7 10 1 4 7 10 1 4 7 10 1 4 7 10 1 4 7 10 1 4 7 10 1 4 7 10 1 4 7 10 1 1 1 4 7 10 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

【参考】 施設の概要

(1) 外観等



①本館



③-1 職員住宅 (煉瓦棟)



④旧門番所



⑤-2 南西隅煉瓦塀



②附属屋



③-2 職員住宅 (木造棟)



⑤-1 職員住宅便所



⑤-3 職員住宅北側仕切石塀



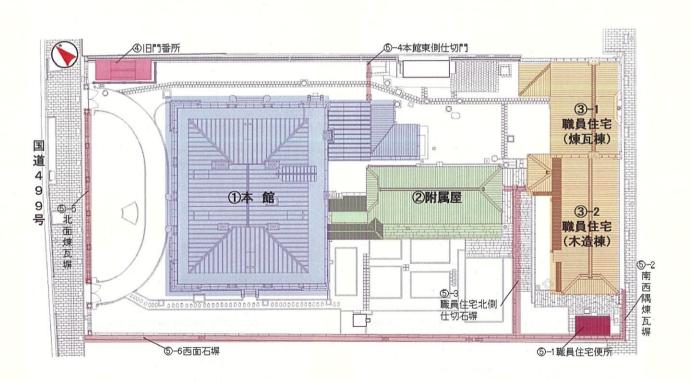
⑤-4 本館東側仕切門



⑤-5 北面煉瓦塀



⑤-6 西面石塀



		予 算 説	明書		事業名	予算額
頁	款	項	目	番号	李 未 13	1° 97-10 8
56~57	10 教育費	6 社会教育費	3 文化財保護費	1-2	伝統芸能活動費補助金	千円 1,300

一般財団法人自治総合センターが行う宝くじの社会質献広報事業の一環として交付されるコミュニティ助成事業助成金を活用し、長崎の伝統芸能である長崎くんちに奉納する団体が使用する備品の整備に要する費用の一部を助成するもの。

2 事業内容

(1) 実施団体 魚の町自治会

(2) 事業費 1,300千円

(3) 実施内容 傘鉾の修繕(飾り物下地(木部)の修繕等)

3 財源内訳

	総事業費	予算計上額		財	原内訳		事業者(主)
補助対象	①	了异司二般 ②	国庫	地方債	その他※	一般財源	負担額 ①一②
魚の町	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
自治会	1, 300	1, 300	-	ı	1, 300	1	0

※コミュニティ助成事業助成金

4 事業実施の必要性とその効果

長崎くんちで使用する傘鉾の飾り物下地(木部分)について、老朽化によりガタつきやひび 割れが生じており、修繕を行う必要がある。

伝統芸能の保存・継承活動を通じ、地域の連帯感の高揚が図られ、自治意識の向上及び地域 の活性化につながる。

5 その他 (活動風景等)





(平成24年長崎くんち奉納の様子)

6 参考

(1) 令和元年度コミュニティ助成事業の流れ



(2) 令和元年度助成予定一覧(長崎市)

実施団体	実施内容	助成予定金額
鶴見台自治会	机他コミュニティ活動備品の整備	2, 100 千円
魚の町自治会	コミュニティ活動備品の整備	1,300 千円